

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月17日提出
【計算期間】	第3期(自 2020年5月19日 至 2020年11月17日)
【ファンド名】	あい・パワーファンド
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6230-9062
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型		不動産投信	
	内外	その他資産	特殊型
		（通貨）	（絶対収益追求型）
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年 1 回	グローバル		あり	ブルベア型
一般	年 2 回	（日本を含む）		（ ）	
大型株	年 4 回	日本	ファミリー	なし	
中小型株	年 6 回	北米	ファンド		条件付運用型
債券	（隔月）	欧州			
一般	年12回	アジア			
公債	（毎月）	オセアニア			ロング・
社債	日々	中南米	ファンド・オ		ショート型 /
その他債券	その他	アフリカ	ブ・ファンズ		絶対収益
クレジット	（ ）	中近東			追求型
属性		（中東）			
（ ）		エマージング			
不動産投信					その他（
その他資産					）
（投資信託証券					
（通貨））					
資産複合					
（ ）					
資産配分					
固定型					
資産配分					
変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

< 商品分類の定義 >

１．単位型投信・追加型投信の区分

- （１）単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

２．投資対象地域による区分

- （１）国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産による区分

- （１）株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- （１）インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

３．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

**1 外国為替証拠金取引を主な投資対象とします。**

- 主として先進国通貨（円、米ドル、ユーロ、英ポンドなど）の外国為替証拠金取引に実質的に投資します。
 - 運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づいて運用を行います。
 - 用いられる運用戦略は、スポット裁定取引戦略です。
 - 為替市場の方向性による影響の低減を図るため、同一投資対象の売りと買いを組合せることを基本とします。
- ※「外国為替証拠金取引」については、後述の語句解説を参照ください。

**2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。**

- 投資に当たっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」という場合があります。）」の中から選択した投資信託に投資を行います。
- 有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（当ファンドが投資可能な投資信託証券）は以下の通りです。

主要投資対象

Spectra SPC -
Powerfund JP Segregated Portfolio

運用会社：STI JP Limited

ユナイテッド日本債券ベビーファンド
（適格機関投資家向け）

委託会社：
あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

▶ STI JP Limited（運用会社）について

「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」新規設定に伴い設立された、当該ファンド専任運用会社です。

▶ STI Asset Management Limited（投資助言会社）について

STI JP Limitedとの間で投資助言契約を締結しています。（同社は、有価証券および金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供していません。）

▶ STI Financial Group（運用会社グループ）について

上記2社を含む法人を傘下に擁する金融グループで、2005年の設立以降、香港を本拠点とし多様な資産運用サービスを提供しています。グループの運用資産総額は約19億米ドル（約2,047億円）*です。

*2020年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2020年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.74円）によります。

※STI Financial Groupを以下「STI社」と言う場合があります。

**3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。**

- 実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と外国通貨との為替相場の変動の影響を受けます。
- 外国為替証拠金取引において、円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。



語句解説

※下記はいずれも語句の一般的な定義・意味の説明であり、
当ファンドの投資戦略・運用状況を示すものではありません。

外国為替証拠金取引

とは？

投資額の一部額を予め証拠金として差入れることにより外国為替投資を行うことができる仕組みです。投資額の総額を授受する必要はなく、決済差金の授受のみを行います。つまり、差入れた証拠金額よりも大きい額の投資を行うことも可能になります。（これを「レバレッジ」といいます。）また、証拠金と異なる通貨の売買が可能ですので、例えば、証拠金を円で差入れて米ドル買い・ユーロ売りといった取引を行う場合があります。

スポット取引

とは？

外国為替市場において「スポット取引」とは、通貨売買契約日（約定日）の翌々営業日までに決済を行う取引のことで、「直物取引」とも呼ばれています。最も基本的な外国為替取引です。

※新興国通貨などの場合、決済が翌々営業日より遅くなることがあります。

運用戦略の特徴

スポット裁定取引戦略

1

運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づき運用を行います。

2

システムが常時対象市場を観測し、より安定的な収益機会を捉え、瞬時に取引を執行します。

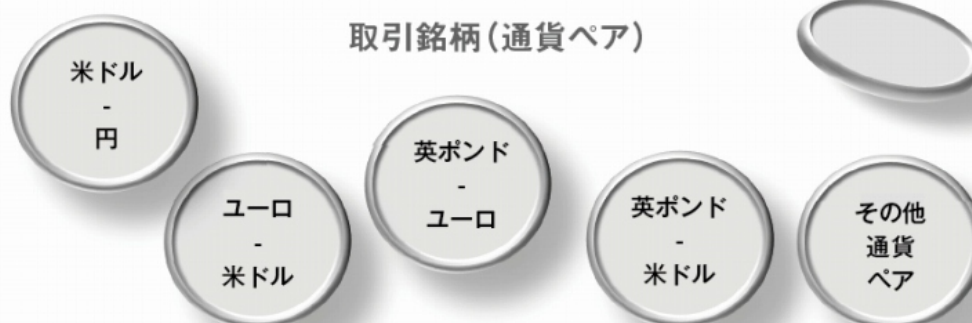
3

同一銘柄（通貨ペア）の買いと売りを同時に同単位で行うことにより、相場の方角性による影響を受けにくくします。

投 資

外国為替証拠金取引

取引銘柄（通貨ペア）



当戦略の外国為替証拠金取引において取引対象とする銘柄は、先進国通貨のペアです。

■ スポット裁定取引戦略の仕組

下表は、米ドル-円スポット取引のある時点の状況を切り取ったイメージです。

取引業者がそれぞれに買値・売値を提示するので、「米ドル-円スポット」という1つの銘柄が、同じ瞬間に、異なる複数の値で売買されます。

そうすると時には、例えば
1米ドル*を
「106.54円で買います」
という提示と
「106.51円で売ります」
という提示が
同時に現れることがあります。

*以下いずれも1米ドル当たりの
価格(円)です。

ここで即座に、
「106.54円で買います」
という業者に売注文*を出し、
同時に
「106.51円で売ります」
という業者に買注文*を出します。

* 売りと買いは同単位です。

106.54円での売りと
106.51円での買いが
同時約定された時点で、
0.03円の利益が固定された
ことになります。

同時に、上記の売りと買いの持ち高が通算されます。
その結果、持ち高は消え、確定利益として0.03円が
残ります。

※取引に係る費用等は考慮していません。

※実際の取引執行に際しては、急激な価格や流動性の変動により、意図した価格による取引ができない場合、あるいは売り買いの何れかのみ約定成立する場合があります。

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	B	106.54	106.55
米ドル - 円 スポット	C	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	D	106.52	106.55
米ドル - 円 スポット	E	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	F	106.50	106.51
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54

裁定機会
発見

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A		
米ドル - 円 スポット	B	106.54	
米ドル - 円 スポット	C		
米ドル - 円 スポット	D		
米ドル - 円 スポット	E		
米ドル - 円 スポット	F		106.51
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		

売買
同時発注

米ドル - 円 スポット	売り約定	106.54 円
米ドル - 円 スポット	買い約定	106.51 円
価格差固定		0.03 円

売買
同時約定

利益実現 0.03 円

利益実現

市場動向とスポット裁定取引戦略

この為替相場が 円高米ドル安 あるいは 円安米ドル高に動いたとすると…

円高・ドル安方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	95.01	95.04
米ドル - 円 スポット	B	94.99	95.01
米ドル - 円 スポット	C	95.01	95.03
米ドル - 円 スポット	D	95.02	95.05
米ドル - 円 スポット	E	95.05	95.06
米ドル - 円 スポット	F	95.02	95.04
米ドル - 円 スポット	G	94.98	95.00
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.06

価格差固定 0.05

円安・ドル高方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	122.11	122.13
米ドル - 円 スポット	B	122.09	122.11
米ドル - 円 スポット	C	122.11	122.15
米ドル - 円 スポット	D	122.12	122.16
米ドル - 円 スポット	E	122.09	122.12
米ドル - 円 スポット	F	122.15	122.16
米ドル - 円 スポット	G	122.12	122.12
米ドル - 円 スポット	H	122.13	122.14

価格差固定 0.04



このように、為替相場の水準や方向性ではなく、上記のような価格差(裁定の機会)が生じるかどうかで収益確保の決め手になります。

以上は米ドル-円の例ですが、他の通貨ペアでも同様に裁定機会を見出すことが可能です。
当戦略においては、取引量の多い通貨ペアを選んで投資します。



当戦略においては、収益機会は市場全体の方向性にほとんど左右されません。
それよりも、「いかに裁定機会を捉えるか」の能力が、運用の巧拙を決定することになります。



当戦略においては、STI社のシステムが、広範な対象市場における値動きを常時観測し、裁定機会を発見し、瞬時に取引注文を実行します。一連の投資プロセスは全てシステムにより自動観測・自動執行されています。



当戦略において、取引対象は24時間動き続ける為替市場の複数の通貨ペア(例:米ドル対円、ユーロ対米ドル)、複数の取引業者にまたがり、かつ市場の価格変化が高速であるため、この投資プロセスをシステムを用いた自動執行によらずに実行することは困難です。STI社は、その独自のシステムを活用することで、高度な裁定取引能力を発揮しています。

運用会社グループ紹介

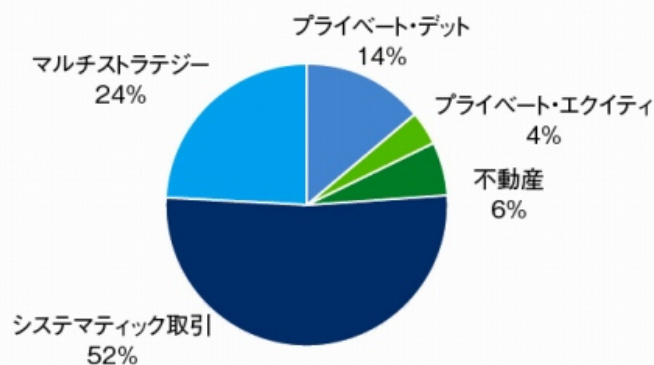
STIフィナンシャル・グループ (STI Financial Group) について
概要

- 2005年の設立以降、アジア地域に特化した、多様な運用サービスを提供しています。
- 香港拠点を中心にビジネスを展開させており、香港、台北、ロサンゼルス各拠点に運用プロフェッショナルを配置しています。
- システマティック取引戦略のみならず、不動産、未公開株式、融資などを投資対象とした運用を行っています。
- 10年超の期間において良好な運用実績を実現させています。グレーター・チャイナ地域の富裕層個人投資家および法人投資家の資金、総額約19億米ドルの資産を運用しています。
- 投資顧問会社、取引先法人等と強固なネットワークを構築し、その専門的見解・情報を得ています。

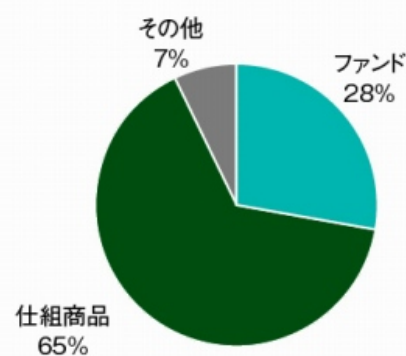
提供している運用プラットフォーム

投資ファンド		仕組商品	個別仕様ソリューション
プライベート・エクイティ	プライベート・デット	不動産	システマティック取引
ベンチャー・キャピタル	ミドル・マーケット融資	開発	為替スポット裁定取引
グロース・キャピタル	有担保ファイナンス	買収・譲渡	統計手法裁定取引
レバレッジド・バイアウト	スペシャル・シチュエーション	デット	トレンド・フォロー取引
スペシャル・シチュエーション		資産管理	
ファンド・オブ・ファンズ			

運用戦略別残高内訳



プラットフォーム別残高内訳



上記いずれも2020年6月末時点

特徴・優位性

多様なバックグラウンドを持つ人材で構成された専門家集団

良好かつ確固とした運用成績

多様かつ多数の投資家により選ばれた実績

投資家毎の運用目標に沿って提供される運用戦略・投資手段

卓越したテクノロジー知識を利用した調査・分析

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

毎年5月17日および11月17日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※運用状況により分配金額は変動します。

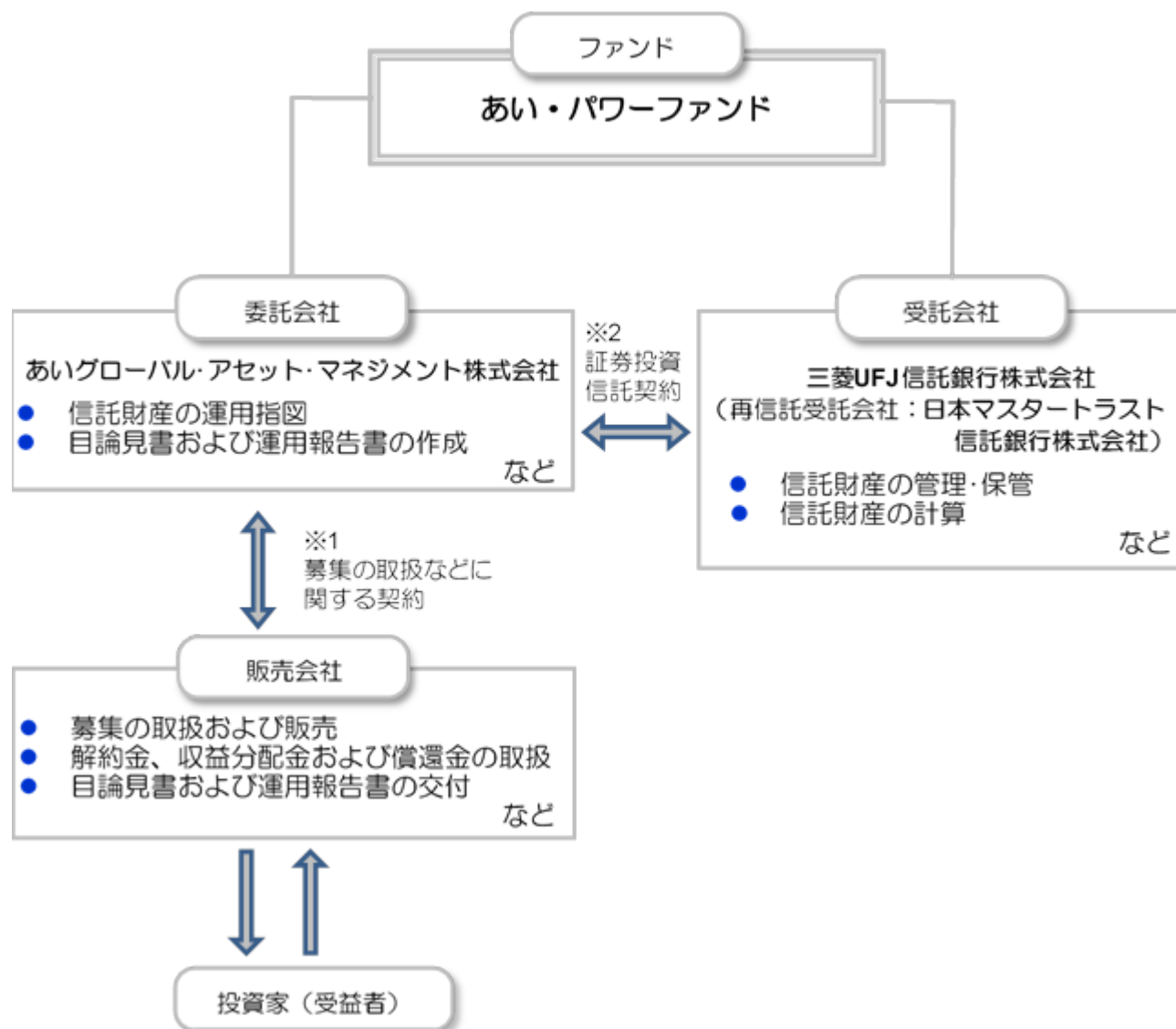
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年4月23日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決の内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決の内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。

※投資対象となる投資信託証券については、見直しを行う場合があります。

委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金

4 億7,500万円

2) 沿革

1999年 9月17日	： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
1999年10月26日	： 証券投資信託委託業の認可取得
2000年10月 6日	： オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる
2004年 1月20日	： 投資顧問会社として登録
2005年 3月30日	： 日本アジアホールディングス株式会社の子会社となる
2005年10月31日	： 投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
2007年 9月30日	： 金融商品取引業者として登録
2013年 7月13日	： 会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
2015年 7月 1日	： 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
2017年 2月 1日	： 日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
2018年 5月31日	： i ホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
2018年10月 1日	： 会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
i ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	4,716株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	3,144株	40%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

この投資信託は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．この投資信託は、指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に先進国通貨の外国為替証拠金取引を主要取引対象とします。
- ロ．各指定投資信託証券への投資割合は、市場動向や資金動向などを勘案して決定するものとし、指定投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。
- ハ．各指定投資信託証券については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ニ．市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

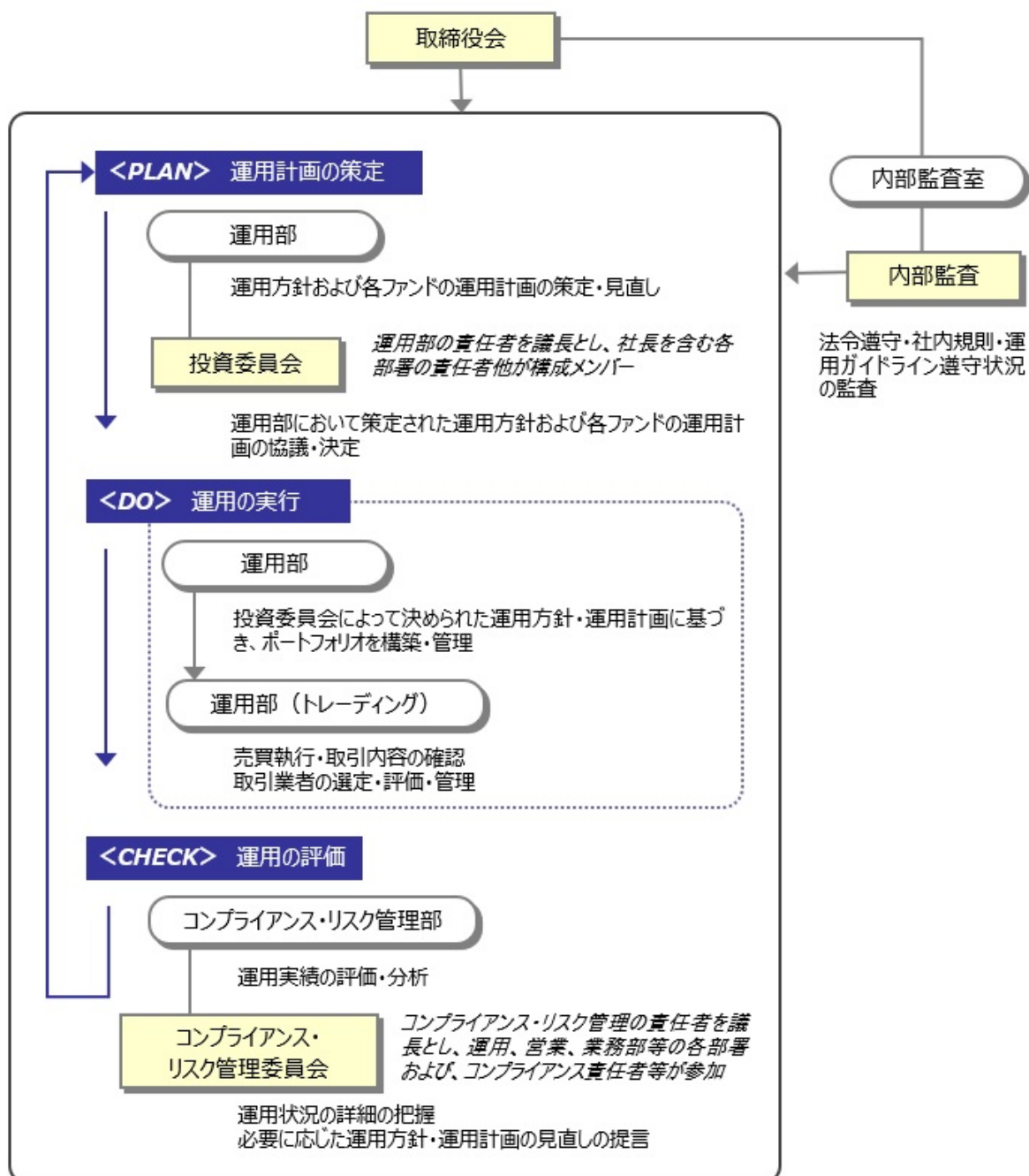
ファンド名	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio
ファンド形態	外国投資信託証券（ケイマン籍、円建、会社型）
主要投資対象	外国為替証拠金取引
運用の基本方針	① 先進国通貨の外国為替証拠金取引に主に投資します。 ② 運用に当たっては、スポット裁定取引戦略を用います。 ③ 独自の取引モデルに基づき、自動取引を行います。
投資方針・特色	① 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ② 円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。 ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.00%の率を乗じて得た額とします。 その他、信託事務の処理に関する諸費用、信託財産に関する租税、および信託財産の監査に要する費用などががかかります。
実績報酬	ありません。
事務管理 代 行 会 社	Maples Fund Services (Cayman) Limited ※Maples Fund Services (Asia) Limitedに業務を委託しています。
運 用 会 社	STI JP Limited
投資助言会社	STI Asset Management Limited

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に勧告を行います。
運用部 (トレーディング) (2名程度)	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 (1名程度)	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 (4名程度)	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポート）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (3名程度)	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、2020年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取コース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への直接投資は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

７）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて相場変動のある外国為替証拠金取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

< 基準価額の主な変動要因 >

システム運用に係るリスク

当ファンドは、基本的にシステムによる自動取引で運用を行っています。そのため、当該システムやコンピューター・ネットワークに係る不具合、障害あるいは事故等が発生すると、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

取引執行リスク

市場の状況あるいは注文の内容によっては、市場で表示される売または買の提示価格とは異なる価格で約定が成立する場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

裁定取引に伴うリスク

スポット裁定取引戦略においては、同一投資対象の売りと買い両方の取引を同時に同単位で成立させることを基本としますが、市場の状況等によっては売りまたは買いのいずれかの取引のみが成立する場合や、売りと買いの約定単位が異なる場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

ブローカーの信用リスク

取引先ブローカーの信用状況が悪化することにより、売買取引、決済、あるいは預託金返還等が困難になる可能性があります。その場合、想定した取引を行うことが出来ず、損失が発生し、基準価額の下落要因となることがあります。

為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

レバレッジ・リスク

証拠金取引では、少額の投資資金（証拠金）を差入れることによりその何倍もの取引を行うことが可能です。一般的に、証拠金額に比した取引額（レバレッジ）を大きくすれば、相場の変動が小幅であっても、利益または損失が短期間に大きくなる可能性が高まります。

利益相反リスク

当ファンドが投資する投資信託証券（以下「当対象ファンド」）の運用会社およびその関連会社（以下「運用会社等」）は、当対象ファンドに係る以外の事業活動に従事し、当対象ファンドの顧客以外の顧客（以下「他顧客」）の口座を管理することができます。この場合に、他顧客のために行われる取引が、当対象ファンドの投資対象資産の価格等に影響を与え、当対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該運用会社等は、当対象ファンドのそれに類する、あるいは異なる運用戦略および業務サービスを、当対象ファンド以外のファンド等に提供することができます。その結果、運用会社等は、運用時間、業務および機能を全顧客間に配分する場合に利益相反となる可能性があります。

また、当ファンドの委託会社の関連会社は、当対象ファンドの運用に係る業務サービスを提供することができます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 指定投資信託証券における解約制限等

委託会社は、換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。

(B) 取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込の受付を中止する場合があります。

(C) 信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回る場合、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(D) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用をしており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替や組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額の下落の要因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は販売会社を通じてファンドに振込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払は、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

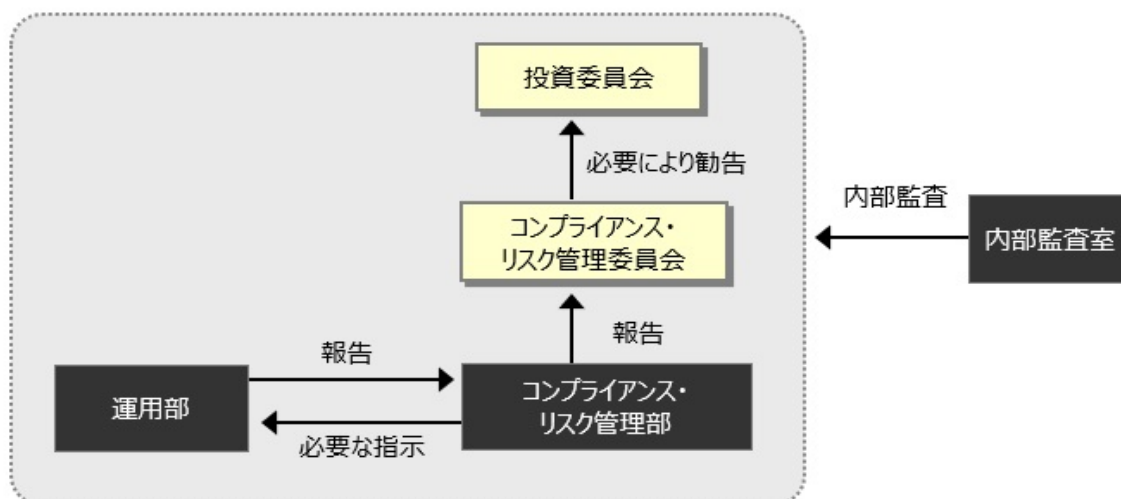
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一

部払戻に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。

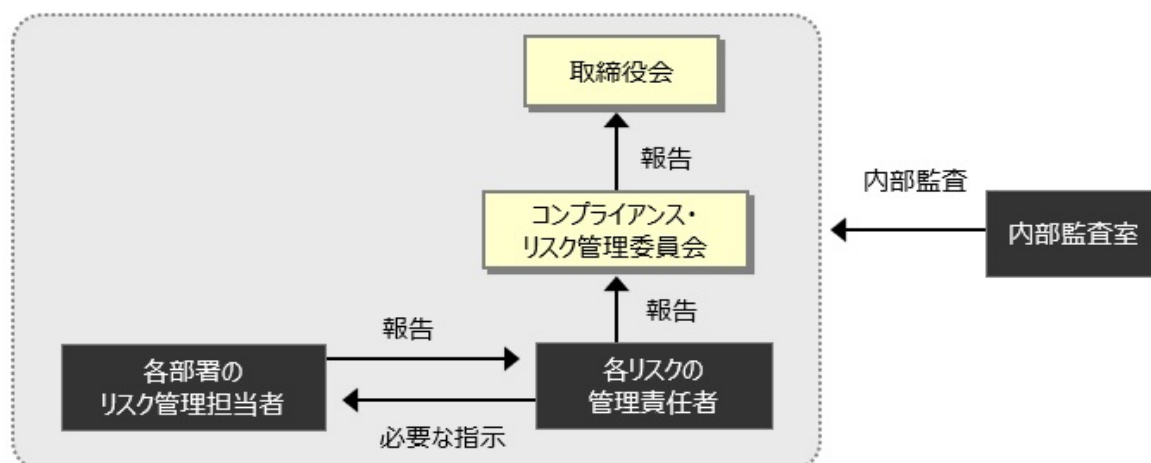
（２）リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：
市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。
担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。
- ・その他のリスク管理について：
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。
各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役会に報告します。

資産運用リスクの管理



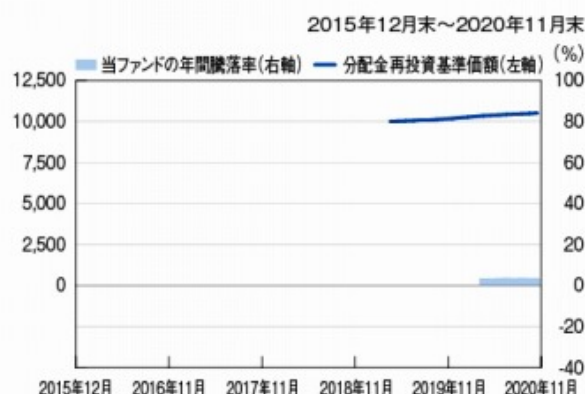
その他のリスクの管理



上記体制は2020年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

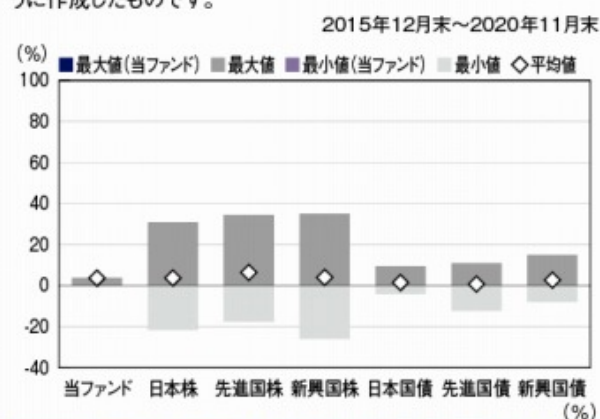


※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 年間騰落率は、2020年4月から2020年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	3.8	30.9	34.5	35.0	9.5	11.6	15.0
最小値	3.5	△21.7	△17.6	△26.4	△4.1	△12.3	△8.0
平均値	3.6	3.7	6.4	4.0	1.5	0.8	2.7

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2015年12月から2020年11月の5年間（当ファンドは2020年4月から2020年11月）の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 「当ファンド」は分配金再投資基準価額の騰落率です。

< 代表的な各資産クラスの指数 >

- 日本株 Morningstar 日本株式指数
- 先進国株 Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
- 新興国株 Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債 Morningstar 日本国債指数
- 先進国債 Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数

※ 全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

< 各指数の概要 >

- 日本株 Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株 Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債 Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

< 重要事項 >

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、1.00%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差引かれます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却費用について、受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくので、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	2.255%（税抜2.050%）
投資対象とする投資信託証券	1.911%（税抜1.910%）程度
実質的負担	4.166%（税抜3.960%）程度 [*]

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年2.255%（税抜2.050%）の率を乗じて得た額とします。

^{*} 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.05%	1.00%～1.50% [*]	0.50%～1.00% [*]	0.05%

^{*}... 委託会社及び販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高額によって異なります。詳細は下記の通りです。

取扱残高（販売会社毎）	信託報酬率（年率）	
	委託会社	販売会社
10億円以下	1.500%	0.500%
10億円超30億円以下	1.250%	0.750%
30億円超100億円以下	1.125%	0.875%
100億円超	1.000%	1.000%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

実績報酬

通常の信託報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上あがったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

1．実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ．実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。ハイ・ウォーター・マークは各計算期末において見直され、翌計算期間の適用水準が確定します。実績報酬の支払は、各計算期間末においてその前営業日の10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

ロ．実績報酬の計算式

この信託の毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

ハ．上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

）設定日から最初の計算期間末

- ・ 10,000円（10,000口あたり）

）最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 - ・ 前計算期間末の前営業日現在の10,000口あたり基準価額（前計算期末において収益分配が発生した場合は、当該金額を控除した額とします。）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
 - ・ 前計算期間末に使用したハイ・ウォーター・マークをその期のハイ・ウォーター・マークとします。

2．上記の実績報酬は、計算期間中において発生した信託財産の費用として計上されます。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含む）のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支払を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度（愛称「NISA」）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（愛称「ジュニアNISA」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

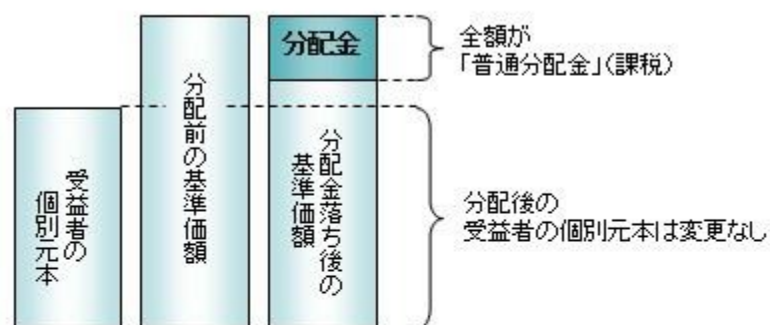
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

外国税額控除

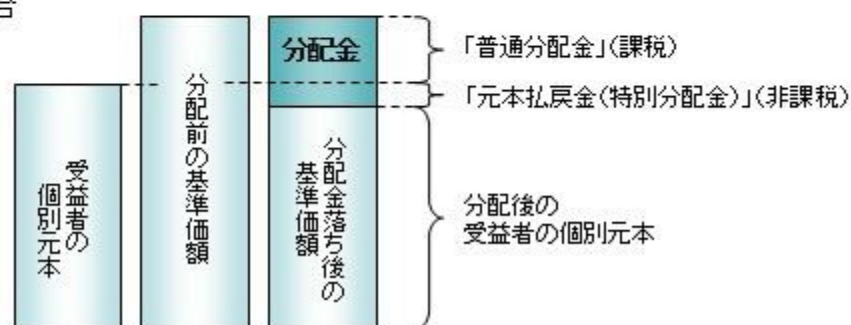
外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ケイマン諸島	6,281,791,558	97.28
投資信託受益証券	日本	89,819,718	1.39
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	85,807,714	1.33
合計（純資産総額）		6,457,418,990	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資証券	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	563,204	11,135.08	6,271,322,183	11,153.67	6,281,791,558	97.28
日本	投資信託受益 証券	ユナイテッド日本債券ベビーファン ド（適格機関投資家向け）	89,586,793	1.0036	89,909,305	1.0026	89,819,718	1.39

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.28
投資信託受益証券	1.39
合 計	98.67

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2019年11月18日）	2,959	2,959	1.0128	1.0128
第2計算期間末（2020年 5 月18日）	4,104	4,104	1.0350	1.0350
第3計算期間末（2020年11月17日）	6,412	6,412	1.0504	1.0504
2019年11月末日	2,991	-	1.0149	-
12月末日	3,030	-	1.0180	-
2020年 1月末日	3,346	-	1.0234	-
2月末日	3,633	-	1.0263	-
3月末日	3,889	-	1.0307	-
4月末日	4,099	-	1.0344	-
5月末日	4,160	-	1.0366	-
6月末日	4,420	-	1.0393	-
7月末日	4,525	-	1.0424	-
8月末日	5,497	-	1.0448	-
9月末日	5,911	-	1.0466	-
10月末日	6,216	-	1.0484	-
11月末日	6,457	-	1.0510	-

(注)分配付きの金額は、計算期間末の金額に当該計算期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	0.0000
第2計算期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	0.0000
第3計算期間	2020年 5月19日～2020年11月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	1.28
第2計算期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	2.19
第3計算期間	2020年 5月19日～2020年11月17日	1.49

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	2,923,260,382	656,948
第2計算期間	2019年11月19日～2020年 5月18日	1,091,442,843	48,027,752

第3計算期間	2020年 5月19日～2020年11月17日	2,256,171,331	117,065,917
--------	-------------------------	---------------	-------------

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

データ基準日：2020年11月30日現在

■ 基準価額・純資産総額の推移



■ 分配の推移

決算期	分配金
第1期	0円
2019年11月18日	
第2期	0円
2020年5月18日	
第3期	0円
2020年11月17日	
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	97.3%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	1.4%
現金等	1.3%
合計	100.0%

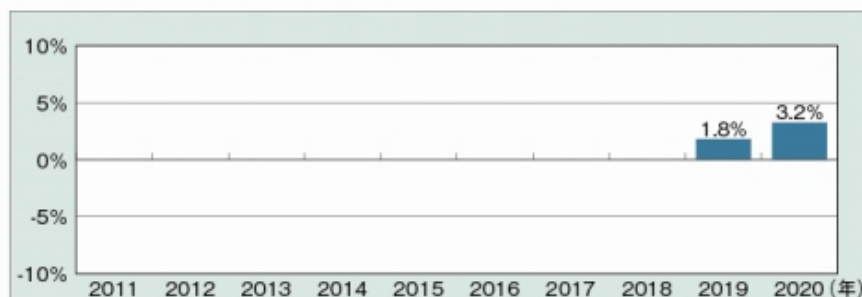
※ファンドの内訳は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

各投資対象ファンドの運用状況

[Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio]の組入上位銘柄	[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]の組入上位銘柄	
	銘柄名	比率
	第358回利付国債(10年) 2030年3月償還	41.3%
	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	19.5%
	第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	9.8%
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	9.7%
	第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	9.2%

※[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]組入上位銘柄の比率は、[ユナイテッド日本債券マザーファンド]の純資産総額に対するものです。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ 当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。
 ※ 2019年は設定日(4月23日)から12月までの収益率です。2020年は11月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

（3）申込の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

・香港もしくはケイマンの銀行休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（8）申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

・香港もしくはケイマンの銀行の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

< あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号：０３－６２３０－９０１１

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（８）解約代金の支払

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。

・換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

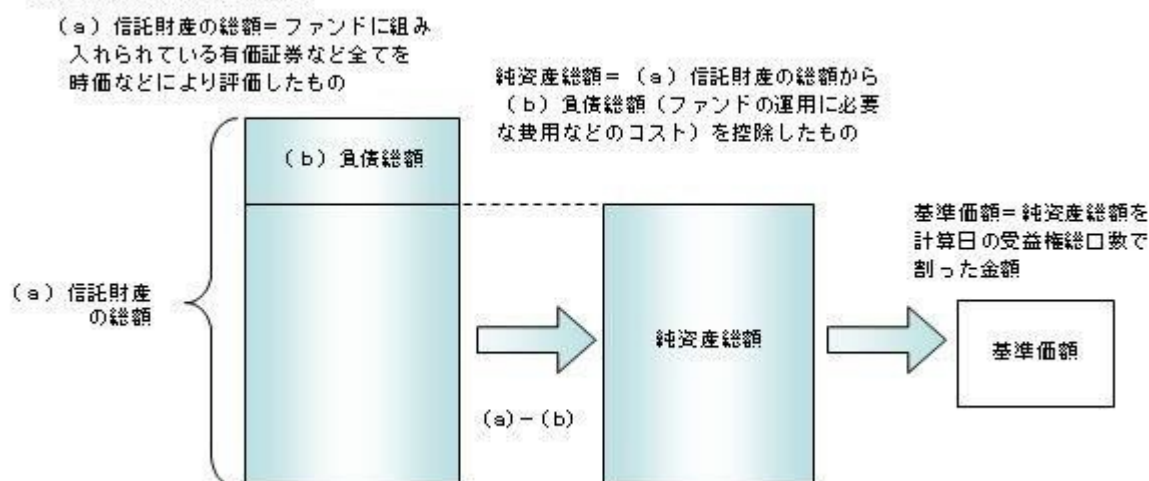
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年5月17日までとします（2019年4月23日設定）。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

また、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、最終計算期間の終了日は信託約款第5条に規定する信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**信託の終了（繰上償還）**

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - ヘ）この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払は、販売会社において行なわれます。

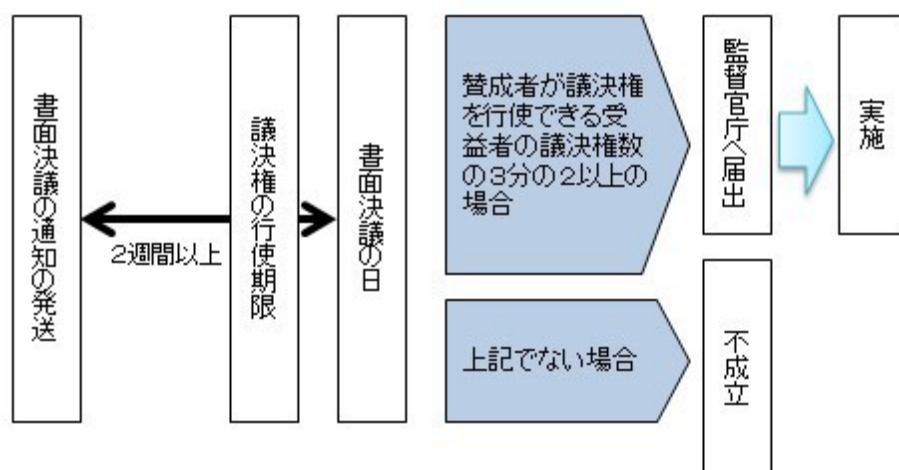
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送付します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス www.igam.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス www.igam.co.jp/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2020年5月19日から2020年11月17日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

あい・パワーファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第2期 (2020年5月18日現在)	第3期 (2020年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	459,395	464,235
コール・ローン	82,808,838	145,267,317
投資信託受益証券	39,176,013	89,909,305
投資証券	4,045,730,655	6,261,322,183
流動資産合計	4,168,174,901	6,496,963,040
資産合計	4,168,174,901	6,496,963,040
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,041,788
未払受託者報酬	962,838	1,414,494
未払委託者報酬	58,696,015	76,298,458
未払利息	242	425
その他未払費用	3,796,757	5,291,336
流動負債合計	63,455,852	84,046,501
負債合計	63,455,852	84,046,501
純資産の部		
元本等		
元本	3,966,018,525	6,105,123,939
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	138,700,524	307,792,600
(分配準備積立金)	95,490,454	165,791,532
元本等合計	4,104,719,049	6,412,916,539
純資産合計	4,104,719,049	6,412,916,539
負債純資産合計	4,168,174,901	6,496,963,040

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 2 期	第 3 期
	自 2019年11月19日 至 2020年 5 月18日	自 2020年 5 月19日 至 2020年11月17日
営業収益		
受取利息	25	39
有価証券売買等損益	138,822,798	155,324,820
営業収益合計	138,822,823	155,324,859
営業費用		
支払利息	33,194	56,890
受託者報酬	962,838	1,414,494
委託者報酬	58,696,015	76,298,458
その他費用	3,796,776	5,291,336
営業費用合計	63,488,823	83,061,178
営業利益又は営業損失()	75,334,000	72,263,681
経常利益又は経常損失()	75,334,000	72,263,681
当期純利益又は当期純損失()	75,334,000	72,263,681
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	123,031	410,315
期首剰余金又は期首欠損金()	37,308,423	138,700,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,706,352	100,892,330
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	26,706,352	100,892,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	525,220	3,653,620
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	525,220	3,653,620
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	138,700,524	307,792,600

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期	
	自 2020年5月19日	至 2020年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2020年5月19日から2020年11月17日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	(2020年5月18日現在)		(2020年11月17日現在)	
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	2,922,603,434円	期首元本額	3,966,018,525円
	期中追加設定元本額	1,091,442,843円	期中追加設定元本額	2,256,171,331円
	期中一部解約元本額	48,027,752円	期中一部解約元本額	117,065,917円
2. 元本の欠損		- 円		- 円
3. 計算期間末日における受益権の総数		3,966,018,525口		6,105,123,939口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自 2019年11月19日	至 2020年5月18日	自 2020年5月19日	至 2020年11月17日
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額		0円		0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		75,224,630円		71,877,255円
収益調整金額		43,210,070円		142,001,068円
分配準備積立金額		20,265,824円		93,914,277円
当ファンドの分配対象収益額		138,700,524円		307,792,600円
当ファンドの期末残存口数		3,966,018,525口		6,105,123,939口
1万口当たり収益分配対象額		349.72円		504.15円
1万口当たり分配金額		0円		0円
収益分配金金額		0円		0円

(金融商品に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自 2019年11月19日	至 2020年5月18日	自 2020年5月19日	至 2020年11月17日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク		・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

2.金融商品の時価等に関する事項	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左
-------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 2 期 自 2019年11月19日 至 2020年 5 月18日	第 3 期 自 2020年 5 月19日 至 2020年11月17日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	481,498	266,708
投資証券	139,304,296	155,591,528
合計	138,822,798	155,324,820

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

項目	第 2 期 (2020年 5 月18日現在)	第 3 期 (2020年11月17日現在)
1口当たり純資産額	1.0350円	1.0504円
(1 万口当たり純資産額)	(10,350円)	(10,504円)

(重要な後発事象に関する注記)

第 3 期 自 2020年 5 月19日 至 2020年11月17日
2021年1月29日、証券取引等監視委員会は、当ファンドの主たる投資対象であるSpectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolioの運用体制、運用方法の実在性および管理方法などの実態の把握が不十分であったとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、委託会社への行政処分を行うよう勧告を行いました。 当該勧告を受けたことから金融庁は、2021年2月3日、委託会社に対し、金融商品取引法第51 条の規定に基づき、業務改善命令の行政処分を行いました。 委託会社は、勧告内容を受け、2021年1月30日より、当該投資対象ファンドの運用財産についてのより詳細な状況を確認できるまでの間、投資家保護の観点から、当ファンドの 新規の設定の申込受付を中止、および 解約の申込受付を中止しております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	89,586,793	89,909,305	
投資信託受益証券合計			89,586,793	89,909,305	
投資証券	日本円	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	562,307	6,261,322,183	
投資証券合計			562,307	6,261,322,183	
合計				6,351,231,488	

(注)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年11月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	6,464,404,590円
負債総額	6,985,600円
純資産総額（ - ）	6,457,418,990円
発行済口数	6,144,238,730口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0510円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払などについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

本書提出日現在の委託会社の資本金の額：	475,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,860株
最近5年間における資本金の額の増減：	2016年3月25日に1,420,000,000円の減資 2016年9月29日に25,000,000円の増資 2016年12月28日に35,000,000円の増資 2017年2月24日に42,500,000円の増資 2017年3月27日に102,500,000円の減資 2017年12月25日に25,000,000円の増資 2018年2月26日に85,000,000円の増資 2018年3月26日に50,000,000円の増資 2018年12月27日に100,000,000円の減資 2018年12月27日に120,000,000円の増資 2019年3月26日に50,000,000円の増資 2019年9月26日に35,000,000円の増資 2020年1月15日に25,000,000円の増資 2020年3月27日に35,000,000円の増資 2020年8月7日に50,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

2020年11月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

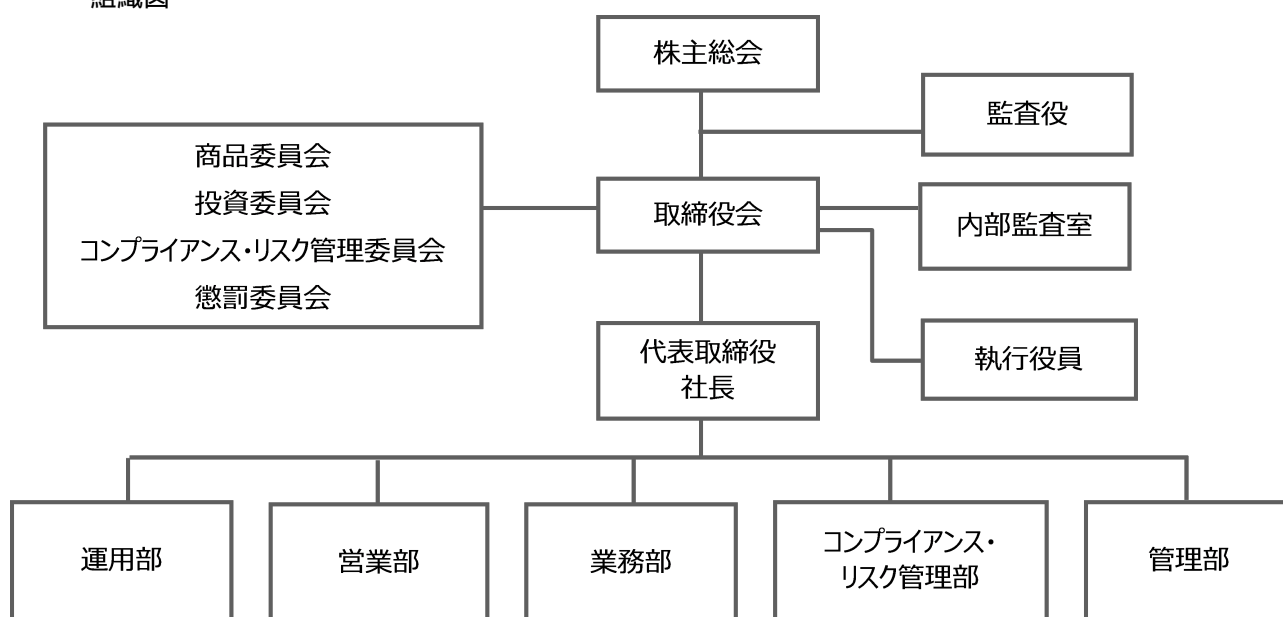
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

組織図



2020年11月末現在

投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。
コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

2020年11月末現在

2021年1月29日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、委託会社への行政処分を行うよう勧告しました。当該勧告を受け金融庁は、2021年2月3日、委託会社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、業務改善命令の行政処分を行いました。

業務改善命令の内容は下記1)～7)のとおりです。

- 1) 本件公募投信及び本件私募投信の運用・管理の実態を早急に把握すること。
- 2) 本件公募投信及び本件私募投信の受益者に対し、受益者間の公平に配慮しつつ、今回の行政処分の内容を十分に説明し、運用財産についての正確な状況を確認できるまでの間は解約請求に基づく払戻しを停止するなど適切な対応を行うこと。
- 3) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- 4) 特に、過去に二度の行政処分を受け、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを行ったにもかかわらず、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していないことなどについて、その発生原因を究明した上で、具体的な再発防止策を策定すること。
- 5) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- 6) 上記1)、2)について、令和3年2月17日までに書面で報告すること。
- 7) 上記3)～5)について、令和3年3月5日までに書面で報告すること。

業務改善命令文中の「本件公募投信」とは、当ファンド「あい・パワーファンド」を言います。

業務改善命令文中の「本件私募投信」とは、当ファンドと主投資対象を同じくする「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」を言います。

「あい・パワーファンド」および「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の主投資対象は、ケイマン籍ファンド「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」です。

なお、委託会社は、勧告内容を受け、2021年1月30日より、「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」の運用財産についてのより詳細な状況を確認できるまでの間、投資家保護の観点から、当ファンドの 新規の設定の申込受付を中止、および 解約の申込受付を中止しております。また、業務改善命令内容を受け、早急かつ適切な対応に努めるとともに、業務運営方法の見直しおよび具体的な再発防止策の策定等を進めております。

委託会社として当社は、この度の業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するとともに、全役職員あがって法令等遵守意識を高めつつ、継続して経営管理態勢、内部管理態勢の強化に努めてまいります。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2020年11月末現在、委託会社が運用する投資信託(総ファンド数6本、純資産総額16,395百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	6	16,395
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	16,395

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。また、第22期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,357	68,145
前払費用	5,093	3,794
未収委託者報酬	3,197	28,467
未収収益	37	37
立替金	4,751	9,534
未収消費税等	7,114	7,351
流動資産合計	158,552	117,331
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	1 0	1 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	158,552	117,331
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	-	30,000
預り金	4,915	2,382
未払金	4,915	3,283
未払手数料	1,797	9,830
未払費用	1,616	1,608
未払法人税等	3,779	4,227
流動負債合計	17,025	51,332
負債合計	17,025	51,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,000	425,000
資本剰余金		
資本準備金	75,000	170,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	81,629	176,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	270,101	535,630
利益剰余金合計	270,101	535,630
株主資本合計	141,527	65,999
純資産合計	141,527	65,999
負債・純資産合計	158,552	117,331

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)		当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	
営業収益				
委託者報酬		28,061		68,372
運用受託報酬		227		67
営業収益合計		28,289		68,440
営業費用				
支払手数料		13,901		25,421
広告宣伝費		2,725		5,513
調査費		22,923		16,271
委託調査費		145		-
図書費		246		203
委託計算費		364		441
通信費		2,654		3,959
印刷費		2,579		4,126
諸会費		1,863		1,886
営業費用合計		47,404		57,823
一般管理費				
給料・手当		140,043		139,202
役員報酬		24,100		33,600
租税公課		5,504		6,637
不動産賃借料	1	18,301	1	20,924
退職給付費用		172		-
消耗器具備品費	1	6,218	1	3,803
機器賃借料		8,648		6,601
法律専門家報酬		1,083		373
新人採用費		2,295		9,775
業務委託費		32,916		23,880
諸経費	1	17,595	1	28,933
一般管理費合計		256,879		273,731
営業損失		275,994		263,114
営業外収益				
為替差益		752		-
その他営業外収益		31		6
営業外収益合計		783		6
営業外費用				
支払利息	1	608	1	299
その他営業外費用		28		-
営業外費用合計		636		299
経常損失		275,847		263,407
特別利益				
受贈益		17,038		-
特別利益合計		17,038		-
特別損失				
移転費用		4,450		-
減損損失	2	6,332	2	1,855
特別損失合計		10,782		1,855
税引前当期純損失		269,591		265,262
法人税、住民税及び事業税		510		265
当期純損失		270,101		265,528

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	100,000		100,000	100,000			-	-
欠損填補			416,826	416,826	416,826	416,826	-	-
当期純損失（　）					270,101	270,101	270,101	270,101
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								-
当期変動額合計	70,000	50,000	316,826	266,826	146,724	146,724	50,101	50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失 ()					265,528	265,528	265,528	265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	-	95,000	265,528	265,528	75,528	75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999

〔重要な会計方針〕

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
器具備品 37千円	器具備品 37千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日)																				
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td>11,781千円</td></tr><tr><td>営業取引以外の取引による取引高</td><td>608千円</td></tr></table> 2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr><tr><td>本社(東京都港区)</td><td>事業用資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td></tr></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（6,332千円）しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。	営業取引による取引高	11,781千円	営業取引以外の取引による取引高	608千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td>21,677千円</td></tr><tr><td>営業取引以外の取引による取引高</td><td>299千円</td></tr></table> 2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr><tr><td>本社(東京都港区)</td><td>事業用資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td></tr></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（1,855千円）しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。	営業取引による取引高	21,677千円	営業取引以外の取引による取引高	299千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
営業取引による取引高	11,781千円																				
営業取引以外の取引による取引高	608千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			
営業取引による取引高	21,677千円																				
営業取引以外の取引による取引高	299千円																				
場 所	用 途	種 類																			
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																			

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	-	7,280

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加

440株

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	-	7,660

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加

380株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	-
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	-
(3) 立替金	4,751	4,751	-
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	-
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、
(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	-
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	-
(3) 立替金	9,534	9,534	-
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	-
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	-
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、
(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

3．金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

2．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	172	-
合 計	172	-

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	242,597	319,619
未確定債務	375	142
減損損失	2,179	2,199
その他	66	5
繰延税金資産小計	245,218	321,967
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	242,597	319,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,621	2,347
評価性引当額小計(*1)	245,218	321,967
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(*1)評価性引当額が76,749千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が77,022千円増加したことに伴うものであります。

(*2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
評価性引当額	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
評価性引当額	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200千円
債務除去債務の履行による減少額	3,200千円
期末残高	- 千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
----	------------	----	------------------	-------------------	-----------------------	-------------------	-------	------	----	----------

親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粹持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増資（注2）	72,000	-	-
							株主割当増資（現物出資）（注3）（注4）	60,000	-	-
							短期借入金（注4）	100,000	-	-
							借入金利息（注5）	608	-	-
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増資（注2）	88,000	-	-
							株主割当増資（注3）			
							不動産賃借料	11,299	-	-
							水道光熱費	368	-	-
							消耗器具備品費	64	-	-
							旅費交通費	49	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2．株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3．株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

4．借入の一部は上記（注3）株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

5．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割 当増資 （注2）	114,000	-	-
							短期借 入金	30,000	関係会 社短期 借入金	30,000
							借入金 利息(注 3)	299	未払費 用	299
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割 当増資 （注2）	76,000	-	-
							不動産 賃借料 (注4)	20,924	前払費 用	1,918
							水道光 熱費 消耗器 具備品 費	730 22	- -	- -

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2．株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4．事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

iホールディングス(株)（非上場）

あい証券(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	19,440円	8,616円07銭
1株当たり当期純損失金額	37,101円	36,013円64銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	270,101千円	265,528千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	270,101千円	265,528千円

普通株式の期中平均株式数	6,905株	7,373株
--------------	--------	--------

（重要な後発事象）

1. 増資

新株の発行

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議いたしました。
新株発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式	200株
(2) 発行金額	1株につき500,000円	
(3) 発行総額	100,000,000円	
(4) 払込期日	2020年8月7日	
(5) 増加する資本金の額	50,000,000円	
(6) 増加する資本準備金の額	50,000,000円	
(7) 割当先及び割当株式数	iホールディングス株式会社	120株
	あい証券株式会社	80株
(8) 資金使途	運転資金	

中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年 9 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	126,226
前払費用	5,717
未収委託者報酬	43,620
未収消費税等	550
立替金	12,364
流動資産合計	188,478
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	0
器具備品（純額）	* 1 0
有形固定資産合計	0
固定資産合計	0
資産合計	188,478
負債の部	
流動負債	
関係会社短期借入金	30,000
預り金	1,706
未払金	6,995
未払手数料	15,185
未払費用	2,389
未払法人税等	2,687
流動負債合計	58,963
負債合計	58,963
純資産の部	
株主資本	
資本金	475,000
資本剰余金	
資本準備金	220,000
その他資本剰余金	6,629
資本剰余金合計	226,629
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	572,114
利益剰余金合計	572,114
株主資本合計	129,514
純資産合計	129,514
負債・純資産合計	188,478

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	81,748
運用受託報酬	10
営業収益合計	81,759
営業費用	
支払手数料	29,608
広告宣伝費	1,710
調査費	10,326
図書費	135
委託計算費	244
通信費	2,145
印刷費	2,148
諸会費	958
営業費用合計	47,277
一般管理費	
給料・手当	56,232
役員報酬	12,000
租税公課	3,302
不動産賃借料	10,462
消耗器具備品費	1,751
機器賃借料	4,157
法律専門家報酬	1,773
新人採用費	2,070
業務委託費	16,035
諸経費	11,723
一般管理費合計	119,508
営業損失	85,027
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	6
営業外収益合計	6
営業外費用	
支払利息	221
雑損失	602
営業外費用合計	824
経常損失	85,846
特別利益	
受贈益	* 1 50,000
特別利益合計	50,000
特別損失	
減損損失	* 2 493
特別損失合計	493

税引前中間純損失	36,339
法人税、住民税及び事業税	145
中間純損失	36,484

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999
当中間期変動額								
中間純損失					36,484	36,484	36,484	36,484
増資	50,000	50,000	-	50,000			100,000	100,000
当中間期変動額合計	50,000	50,000	-	50,000	36,484	36,484	63,515	63,515
当中間期末残高	475,000	220,000	6,629	226,629	572,114	572,114	129,514	129,514

注記事項

（重要な会計方針）

項 目	当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
1．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。
	(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
2．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2020年9月30日）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
器具備品	37千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

* 1 当社の取締役であり、当社の親会社iホールディングス株式会社の代表取締役社長である鄭家恆氏より、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

* 2 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

上記の資産については営業活動から生じる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（493千円）しております。その内訳は、器具備品361千円、ソフトウェア132千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	7,660	200	-	7,860

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

総数引受契約による新株の発行 200株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
（1）現金及び預金	126,226	126,226	-
（2）未収委託者報酬	43,620	43,620	-
（3）立替金	12,364	12,364	-
資産計	182,210	182,210	-
（1）関係会社短期借入金	30,000	30,000	-
（2）未払金	6,995	6,995	-
（3）未払手数料	15,185	15,185	-
負債計	52,180	52,180	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産 （1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債（１）関係会社短期借入金、（２）未払金、（３）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間
（自 2020年4月1日
至 2020年9月30日）

1株当たり純資産額	16,477円72銭
-----------	------------

1株当たり中間純損失金額	4,726円55銭
--------------	-----------

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失	36,484千円
----------------	----------

普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
-----------------	-------------

普通株式に係る中間純損失	36,484千円
--------------	----------

普通株式の期中平均株式数	7,719株
--------------	--------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（2020年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
F P L 証券株式会社	190百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あい証券株式会社	660百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
山和証券株式会社	585百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 8 月17日	有価証券報告書
2020年 8 月17日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月5日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあい・パワーファンドの2020年5月19日から2020年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あい・パワーファンドの2020年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、証券取引等監視委員会は2021年1月29日に内閣総理大臣及び金融庁長官に対し当ファンドに関して委託会社に行政処分を行うよう勧告を行い、金融庁は2021年2月3日に業務改善命令の行政処分を行った。委託会社はこれを受けて、2021年1月30日より当ファンドの新規の設定の申込受付及び解約の申込受付を中止している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。